

SHIZUOKA YELL STATION 静岡県関係人口ライター登録制度要綱

1 目的

この要綱は、静岡県の関係人口の創出・拡大に関する記事を制作する静岡県関係人口ライター（以下「関係人口ライター」という。）の登録制度を設けることにより、静岡県に興味・関心がある県内外の人々に対する効果的な情報発信に取り組み、静岡県の関係人口の創出・拡大を図ることを目的とする。

2 関係人口ライターの登録

静岡県は、関係人口ライターとなることを希望する個人を募集し、審査を経て適当と認める者を関係人口ライターとして登録する。

3 登録期間

- (1) 関係人口ライターの登録期間は、登録した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、令和2年度に登録した関係人口ライターの登録期間は別に定める日までとする。
- (2) 静岡県が必要と認める場合は、再登録をすることができる。

4 登録抹消

静岡県は、関係人口ライターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 関係人口ライターが登録の抹消を申し出たとき。
- (2) 下記5に規定する業務ができなくなったとき。
- (3) 下記7の規定に該当する行為を行ったとき。
- (4) その他、静岡県が関係人口ライターとして不適格と認めるとき。

5 業務内容

関係人口ライターは、静岡県から関係人口の創出・拡大に関する記事制作の依頼を受けて、次の業務を実施するものとする。

- (1) 現地取材を伴う記事の制作
- (2) 現地取材を伴わない記事の制作

6 報酬と支払い

(1) 報酬の額

ア 原稿料

- (ア) 現地取材を伴う記事原稿料は、1回につき40,000円とする。
- (イ) 現地取材を伴わない記事原稿料は、1回につき20,000円とする。

イ 交通経費

現地取材や打合せ、その他業務の宿泊を含む交通経費は、静岡県職員の旅費に関する条例に定める額に準ずる旅費相当額とする。

(2) 報酬の支払い方法

静岡県は、関係人口ライターから記事原稿を受領し、交通経費がある場合はその報告を受けた後、報酬を関係人口ライターが指定した口座に支払うものとする。

7 禁止事項

関係人口ライターは、次の各号の行為をしてはならない

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪行為及び犯罪行為に結びつく行為
- (3) 第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権その他の権利を侵害する行為
- (4) 静岡県関係人口情報サイト「SHIZUOKA YELL STATION」の運営を妨害し、信用を失する行為
- (5) 法令に違反する行為

8 著作権

関係人口ライターが静岡県に提出した記事の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、静岡県に帰属するものとする。

9 免責等

- (1) 静岡県及び関係人口ライターの両者の間に雇用契約が成立するものでない。
- (2) 取材等で関係人口ライター又は第三者に生じた損害や法令違反等に対して、静岡県はその責任を負わない。

10 個人情報の取り扱い

- (1) 静岡県は、関係人口ライターの募集及び登録する際に取得する個人情報について、静岡県個人情報保護条例に基づき、当該個人情報を適切に保護するものとする。
- (2) 取得する個人情報の利用目的は、次のいずれかとする。
 - ア 関係人口ライターの選定のため
 - イ 登録した関係人口ライターの紹介のため

11 その他

静岡県が関係人口ライターに業務を依頼する手続や条件等については、別途募集要項に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 28 日から適用する。